



雇用保険の給付金を申請できる期間が延びました

これまで

申請期限を過ぎると、申請をしても給付金が支給されませんでした。

これから

申請期限を過ぎた場合でも、
時効が完成するまでの **2 年以内** に申請をすれば給付金が支給されることになりました。

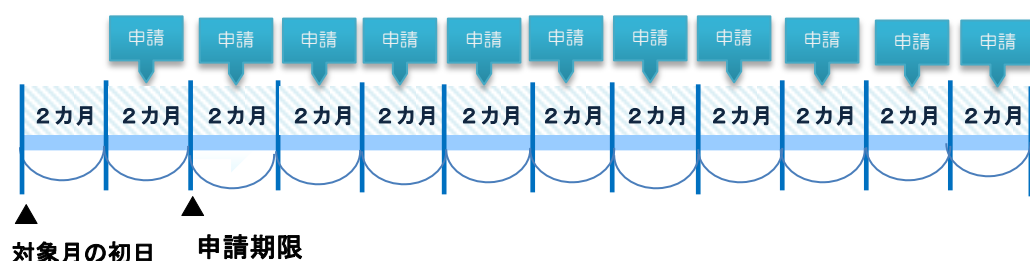


対象となる給付金は…

雇用保険の各給付のうち、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当、移転費、広域求職活動費、教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、育児休業給付金、介護休業給付金です。

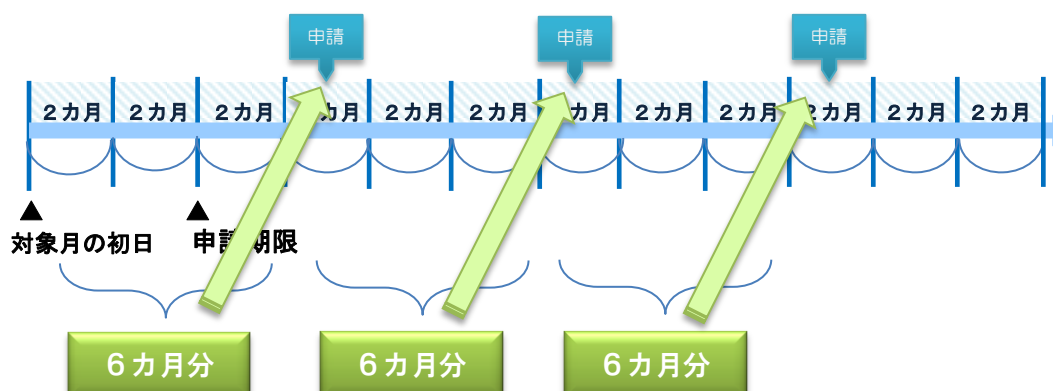
例

高年齢雇用継続基本給付金・育児休業給付金の場合



これまでは、2 カ月に 1 度
申請をしなければ、給付金
が支給されませんでした

～ 6 カ月に 1 度申請する場合の例です～



これからは、2 カ月に
1 度申請しなくても、
左の例のように、6 カ
月に 1 度でも 2 年以
内に申請をすれば給
付金は支給されるよ
うになりました。

〔ただし、原則は 2 カ月
に 1 度の申請です。〕

最近2年以内で申請できなかった期間はありませんか？

以前に申請期限が過ぎたことで支給されなかった方についても、申請日が時効の完成前で、各給付金の要件を満たしていれば、再度申請をすることで、給付金は支給されます。

これまでは、高年齢雇用継続基本給付金や育児休業給付金を2カ月ごとに請求していましたが、半年分や1年分をまとめて申請することも可能となったということになります。

ただし、高年齢雇用継続基本給付金の場合、老齢年金が一部支給停止される方は、まとめて申請を行うと年金額についても遡って支給停止額が調整されることになります。

《 筆者：山本 》

お知らせ

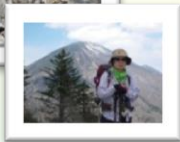
介護保険料率変更

協会けんぽの平成27年4月からの介護保険料率については1.72%から1.58%に引き下げとなりました。5月に支払う給料から控除する保険料が変更となります。

労働保険の年度更新を行っています

賃金台帳と工事台帳（建設業の場合）をもとに精算を行いますのでご協力をお願い致します。

自然との共生



先日の休日、晴天でしたので、足尾の細尾峠に駐車し、日光の茶ノ木平まで登ってみました。以前、中禅寺からロープウェイが茶ノ木平までつながっており、売店・植物園などで賑わっていたところでした。ずいぶんと変わりましたネ。

その場所は跡形もなく以前の面影は全くありませんでした。行きかう人も少なく、笹が伸び放題で藪漕ぎの中を懐かしく歩いてきました。この道は日光中禅寺湖から前日光古峰ヶ原までの禅頂行者道の道です。日光連山がとてもきれいでした。



わたしのひとこと

「スマホやめますか、それとも大学やめますか」

信州大学の入学式、2,000人の新入生を前に山沢清人学長がこのことばを投げました。

このことに新鮮さを感じたのは私だけではないと思います。「本を読みましょう、勉強しましょう、友達と語り合おう…」と学長は付け加え、スマホ依存症になっている若者に、そして社会の風潮に歯止めをかける形で発信したのです。自分で考える習慣を身に付け、物事を根本から考え、全力で行動することで独創的で豊かな学生を育てることを念頭においての発言でした。この困難な時代を乗り越えるためには、スマホにかじりついていてはだめですよ…という事なのです。スマホのスイッチを一度切って、この学長のことばをもう一度かみしめる必要があるのではないのでしょうか？素晴らしい入学式にとても感動を覚えました。「本を読みましょう」学生だけではありませんね！！

鍋島勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.n-roumu.co.jp>

E-mail: nabeshima@n-roumu.co.jp



登録番号 080595

